

栃木県会計年度任用職員（事務補助員）募集要項

栃木県河内農業振興事務所では、会計年度任用職員（事務補助員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県河内農業振興事務所 宇都宮市竹林町1030-2 ※河内庁舎内	○事務補助 ・職員の事務補助（コピー等） ・郵便物の仕分け、発送 ・電話、来客対応 ・環境整備（整理整頓・簡単な清掃） ・その他一般事務補助

2 勤務条件

- (1) 任 期 令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで
なお、採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。
1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
また、勤務成績が良好で一定の条件を満たした場合、任期満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日（週30時間）
午前9時00分から午後4時00分まで
※1 午後0時から午後1時までは休憩時間です。
※2 原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 報 酬
- ① 月額 151,587円（令和8(2026)年4月1日予定）
 - ② 地域手当 5,760円 当方の規程により毎月支給（令和8(2026)年4月1日予定）
 - ③ 通勤手当 当方規程により通勤手当を支給
 - ④ 期末・勤勉手当 当方の規程により、一定条件を満たした場合、期末・勤勉手当を支給
- (5) 有給休暇 年次有給休暇（任用期間が6ヶ月以上の者）ほか
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）、厚生年金保険に加入します。
なお、災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

3 募集対象

次の（1）から（3）の全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) パソコン操作（ワード、エクセル、メールソフト等）が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

令和8(2026)年2月5日(木)から令和8(2026)年2月18日(水)

※応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査、経歴調査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

(1) 日 時 令和8(2026)年2月26日(木)午後

※時間については、電話で御連絡いたします。

(2) 場 所 栃木県河内庁舎 会議室

6 申込方法

次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。【令和8(2026)年2月18日(水)必着】

・履歴書(写真付)

※履歴書は市販のもので結構です。

※自筆で必要事項を記入してください。

※持参の場合には、平日の8:30～17:15の間にお越しください。

※郵送の場合には、表に「会計年度任用職員(事務補助員)選考申込」と書いた封筒に入れてください。

※提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますのでご了承ください。

○応募書類の送付・提出先

〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町1030-2(河内庁舎4階)

栃木県河内農業振興事務所 管理部管理課 (TEL: 028-626-3058)

7 結果の発表

選考結果については、令和8(2026)年3月5日(木)までに電話でご連絡いたします。

※連絡先は、面接時に確認します。

河内庁舎案内図



交通機関利用の場合

- JR宇都宮駅西口バスターミナル5番のり場
玉生行き・グリーンタウン行き・富士見ヶ丘団地行き・帝京大行きにて
大曾十文字下車(徒歩10分)
竹林・済生会病院経由富士見ヶ丘団地行きにて河内庁舎正門下車(徒歩5分)